

障がい者自動車運転免許取得費助成 身体障がい者自動車改造費助成について

障がいのある方の就労など社会参加活動への推進を図ることを目的として、次の事業を実施しています。

◎障がい者自動車運転免許取得費助成

■対象者

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、普通自動車運転免許取得により社会参加が見込まれる方

■助成額

免許の取得に要した費用の3分の2以内
(上限額:10万円)

◎身体障がい者自動車改造費助成

■対象者

身体障がい者手帳をお持ちで、就労などのため、本人または同居の親族が所有し、本人が運転する自動車の操作装置などの一部の改造を行う必要がある方
※所得制限があります。

■助成額

改造に直接要した費用(上限額:10万円)

重度心身障がい者などタクシー利用券の申請について

重度心身障がい者などの社会活動範囲の拡大や日常生活の利便性向上を目的として、次の事業を実施します。

■対象者

申請時において町内に住居及び住所があり、次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く)

- ①身体障害者手帳の程度が1級または2級の方
- ②療育手帳の程度がAの方
- ③精神障害者保健福祉手帳の程度が1級または2級の方
- ④特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ⑤上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の規定により定める寝たきり老人等に該当する方

■事業内容

タクシー初乗料金相当額を助成するための利用券を交付します。

■交付枚数

一ヶ月あたり2枚(人工透析治療を受けているじん臓機能障害1級の方は4枚)

申請月から年度末までの利用券を一括で交付します。

■申請書類

- ①印鑑
- ②対象者であることが分かるもの(身体障がい者手帳など)

●問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)

上毛町ブロック塀等撤去費補助金のお知らせ

地震による倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

■対象となる工事

- ①避難路などの道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
- ②診断の結果、町が危険と判断したもの

■助成金額 撤去工事費の3分の2(上限額:16万円)

※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。

※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

上毛町老朽危険家屋等除却促進事業補助金のお知らせ

老朽化して危険度の高い空き家などの除却費用の一部を助成します。

■対象となる工事

- ①周辺の住環境などを悪化させ放置されているもの
- ②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
- ③老朽度の判定の結果、基準を満たしたもの
- ④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

■助成金額 撤去工事費の2分の1(上限額:50万円)

※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

共同墓地整備事業費補助金のお知らせ

共同墓地の適正な維持管理を図るために、墓地内の通路や法面などの整備または補修工事を実施する自治組織(自治組合、町内会など)を単位とする地域に対し、事業費の一部を補助します。

ただし、事前に現場を確認しますので、事業の着手前に住民課へご連絡ください。

■対象となる墓地

世帯の異なる墓が2基以上連坦しているもので、地域で管理運営を行っていると地区自治会長が認めるもの

■補助対象事業

- ①墓地内の通路や法面などの整備または補修事業
- ②その他墓地内の環境保全に関する事業

■補助金額 事業費の2分の1(上限額:30万円)

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

固定資産税についてのお知らせ

○縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるよう行われるもので

■縦覧期間 4月1日(火)~6月2日(月) 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課

■縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人

土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人
※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

○土地の地目変更などについて

令和7年度における固定資産税は、令和7年1月1日現在の状況により課税されますので、令和6年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることになります。

特に、農地(田・畠)や山林から、宅地や雑種地に地目が変更となる場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることになりますのでご留意ください。

※農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。

●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)

軽自動車税(種別割)の減免について

障がいのある方が所有または使用する車両などについて、軽自動車税(種別割)を減免することができる制度があります。

■対象となる車両

- ・障がいのある方が所有する車両
- ・障がいのある方のために運転する車両(生計同一の方)
※障がいの等級や車両の使用目的等について対象要件があります。

■申請に必要なもの

- ・障がい者手帳
- ・運転免許証(運転する方のもの)
- ・納税義務者のマイナンバーが確認できるもの

■申請期限 6月2日(月)まで

■留意事項

- ・減免申請は毎年必要となります。
- ・対象となる車両は、障がいのある方1人につき1台に限ります(普通自動車との重複減免はできません)。
- ・自動車税(普通自動車)の減免については、行橋県税事務所(TEL 0930-23-2216)にご確認ください。

被災した車両、車いす昇降装置等装着車両、生活保護受給の方または社会福祉法人などが所有する車両等について、軽自動車税(種別割)を減免することができます。詳細は下記までお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

申請に必要な添付書類



在学期間がわかる学生証のコピー

(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

なお、すでに学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き在学予定の方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月1日以降に送付されますので、必要事項を記入してポストに投函することで申請することができます。

※但し、前年度の申請時期によっては届かないことがあります。その場合は、窓口で手続きをお願いします。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています

20歳未満の者がお酒を飲むと、脳の発達などに悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になるおそれがあります。

●問い合わせ先 博多税務署酒類指導官部門 TEL 092-641-8131

お酒は二十歳になつてから



2022年4月から民法の成人年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。